

康保険依田窪病院」を「国民健康保険依田窪病院」に、  
 「町立辰野総合病院 上伊那郡辰野町大字伊那富3,351 」を  
 「町立辰野病院 上伊那郡辰野町大字辰野1445番地5」に改め、  
 同表の不在者投票のできる老人ホーム中  
 「特別養護老人ホーム ちいさがたの家 東御市祢津351-1 」  
 を  
 「介護老人福祉施設 こころ 東御市祢津1098番地1」  
 に改める。

選挙管理委員会



### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告し

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成25年1月7日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成25年1月26日（土） 午前10時から
- (2) 開催場所 長野県佐久合同庁舎5階 講堂（佐久市跡部65-1）

#### 2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案  
佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成25年1月25日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

#### 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者  
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間  
公告の日から平成25年1月18日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）
- (3) 公述申出書の提出先  
長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所、佐久市役所、御代田町役場
- (4) 公述申出書の様式  
別紙様式のとおり

#### 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。  
 なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

#### 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

ます。

平成25年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人桜のわ
- 3 代表者の氏名  
傳田正義
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市吉田1丁目28番15号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者の方々が、地域社会の中で充実した人生を送れるよう、生活支援、介護サービス及び介護移送サービスを提供することで、高齢者の方々が自立した生活のできる、暮らしやすい社会作りに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号 )

佐久都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。  
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。  
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 都市計画の種類及び名称  
坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域  
坂城都市計画区域
- 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県千曲建設事務所、坂城町役場
- 縦覧期間  
自 平成25年1月7日  
至 平成25年1月21日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 都市計画の種類及び名称  
長野都市計画道路 3・3・56号 真田線
- 都市計画を定める土地の区域  
平成13年長野県告示第325号の土地の区域のうち長野市松代町東寺尾字屋敷、字東田、西寺尾字午新田、字町裏、城北、城東、東条字北ノ田、字古屋敷、字反町、字東十人町、字十人町、字東荒町、字上屋地、字中条、西条字中条及び豊栄字宮崎の各一部を変更する
- 都市計画の案の縦覧場所  
長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所及び長野市役所
- 縦覧期間

自 平成25年1月7日

至 平成25年1月21日

都市計画課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月7日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長

中村好昭

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入をする物品及び数量

ヘッドスペースサンブラ付きガスクロマトグラフ質量分析計 一式

#### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 借入期間

平成25年5月1日から平成30年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

#### (4) 借入場所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所

#### (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

#### (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

#### (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

#### (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

#### (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所

電話 0263 (52) 3330

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月19日（火）午後2時

イ 場所 塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所 会議室

#### (3) 郵便による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成25年2月18日（月）午後5時

イ 場所 塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年2月12日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

### 5 その他

#### (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、長野県企業局松塩水道用水管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

#### (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

### 6 Summary

#### (1) Headspace Gas Chromatograph-Mass Spectrometry with Peripherals

#### (2) Lease Duration

From May 1, 2013 until April 30, 2018

#### (3) Delivery Place:

Shoen Waterworks Administration Office

#### (4) Contact place for information about the tender:

Description / conditions / and other inquires:

Shoen Waterworks Administration Office

5225-1 Motoyama, Soga, Shiojiri City 399-6461 Japan

TEL: +81-263-52-3330 (Japanese Only)

#### (5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00PM, February 19, 2013

Place: Conference Room, Shoen Waterworks

Administration Office 2F

#### (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 5:00PM, February 18, 2013

Place: Shoen Waterworks Administration Office

企業局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月7日

長野県白田高等学校長 若林昌二

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ17台及び附属機器一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成25年3月1日から平成31年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 借入場所

長野県白田高等学校

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

佐久市白田751

長野県白田高等学校

電話 0267(82)2035

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年1月22日(火) 午後2時

イ 場所 長野県白田高等学校 南友会館

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成25年1月16日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

## 5 その他

## (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県白田高等学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

## (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月7日

長野県塩尻志学館高等学校長 古澤繁喜

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ21台及び附属機器一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成25年3月1日から平成31年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 借入場所

長野県塩尻志学館高等学校

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

塩尻市大字広丘高出4-4  
長野県塩尻志学館高等学校  
電話 0263(52)0015

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年1月28日(月) 午前10時  
イ 場所 長野県塩尻志学館高等学校 会議室
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成25年1月21日(月)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、

当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県塩尻志学館高等学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月7日

長野県上田養護学校長 白田哲文

## 1 入札に付する事項

- (1) 売払いに付する物品及び数量  
34人乗り2WDマイクロバス 1台
- (2) 物品等の特質  
入札説明書によります。
- (3) 履行期限  
平成25年2月15日
- (4) マイクロバスを引き渡す場所  
長野県上田養護学校 グラウンド
- (5) 入札方法

価格の総額について入札するものとします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から別に入札説明書で示すリサイクル預託金相当額(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)第73条第6項に規定する再資源化等預託金等の相当額をいう。以下同じ。)を減じた金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額からリサイクル預託金相当額を減じた金額の105分の100に相当する金額にリサイクル預託金相当額を加算した金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市岩下462-1  
長野県上田養護学校 事務室  
電話 0268(35)2580

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所(郵送による場合を含む。)

## ア 受付期間

平成25年1月7日(月)から平成25年1月22日(火)まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで

## イ 受付場所

上記3の場所

## (3) 郵送入札の可否

郵送による入札を認めます。ただし、入札書は、平成25年1月28日(月)午後2時までに上田養護学校に到達するようにしてください。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年1月29日(火) 午後2時

イ 場所 長野県上田養護学校 会議室

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格を超えた入札であって、最高の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。ただし、最高の価格をもって申込みをした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

## (9) 契約書作成の要否

必要とします。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

特別支援教育課